地域安全ニュース　かみ

～みんなでつくろう安心の街～　山田地区地域安全協会

『地域安全ニュースやまだ』が『地域安全ニュースかみ』に新しく生まれ変わりました。

今まで土佐山田町では回覧、香北町と物部村では全戸配布されていました『地域安全ニュースやまだ』が香美市誕生に伴い『地域安全ニュースかみ』と名称を変え、当誌面にて掲載されることになりました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（山田地区地域安全協会は４月１日から香美地区地域安全協会に名称が変わります）

新たな架空請求にご注意ください！

このハガキは昨年暮れから全国に出回っている悪質業者の架空請求です。

～被害防止策～

◎　絶対相手に連絡しない。

◎　現金を振り込まない。

◎　不安な方は家族や警察に相談する。

司法処分出廷要請通達書

分類コード　○―○○○

この度ご通知致しましたのは、貴殿のご利用された「総合消費税料金未納分」について通信販売契約会社より平成18年１月16日に民事訴訟を受けましたので、下記期日までにご連絡下さい。

こちら「総合消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので、ご連絡なき場合には、本通達書記載の裁判所へ出廷となります。また司法処分の措置として、給与及び賞与、動産物・不動産等の差し押さえを民執法156条第１項に基づき強制執行させて頂きますゆえ、当局と執行官による「執行書の交付」を承諾して頂くようお願い致します。

又、本案件に関して取り下げ手続きを執り行う場合は、下記期日までに当局までご連絡をお願いいたします。

なお、当局は原告側から訴訟の通達、又訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が金品を要求する事は原則としてありえません。類似した葉書や通達にご注意下さい。

※身に覚えが無い方でも架空請求業者が貴殿の個人情報を悪用し、実際に少額訴訟の手続き（判決が一日で出る裁判。もし放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される）を利用した新しい手口の報告もございます。

万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日　本署到達後３営業日以内
出廷場所　東京簡易裁判所裁判部第39民事執行センター
０３－○○○○－△△△△（訴訟管理課）平日9:00～18:00
〒103－0027　東京都中央区日本橋△△△△

総合管理局

参　考

※　裁判所からの正式通知は、特別送達郵便で郵便局員が本人に手渡しすることになっています。ハガキや封書で郵便受けへの投げ込みは絶対にありません。

＊　山田警察署管内では架空請求の他にも、融資をする気がないのに融資の勧誘を行い、問い合わせをしてきた人に「保証金」や「手数料」などと理由をつけて現金を振り込むよう要求してくる融資保証金詐欺の相談も寄せられています。充分気をつけましょう。